

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

共	00	00	10	39	5年
---	----	----	----	----	----

宮本務第14号
令和3年1月8日
宮城県警察本部長

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令等の施行について（通達）

行政手続等における押印規制等の抜本的な見直しが推進されていることを踏まえ、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第85号）及び地方警務官の懲戒の取扱いに関する規程等の一部を改正する規則（令和2年国家公安委員会規則第13号）（以下「改正法令」という。）が令和2年12月28日（月）に別添のとおり公布され、同日施行された。

この度の改正に係る要点及び運用上の留意事項等は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正対象となる法令

43法令（別紙のとおり。）

2 改正の要点

- (1) 前記改正対象となる法令に定める申請書等の様式（以下「様式」という。）において、国民や事業者等に、署名又は押印を求めないこととされた。
- (2) 一部の様式を除き、性別欄が削除された。

3 運用上の留意事項等

(1) 新様式を使用した申請等を受け付ける際の留意事項

ア 申請等に不審点がある場合の対応

名義人以外の者による申請等であることが疑われるなど、不審な点が認められる場合には、窓口や電話等で名義人に対して必要な確認を行うこと。

イ 押印等をして申請がなされた場合の対応

新様式に押印をして申請がなされた場合であっても、適切な申請として取り扱うこと。

(2) 旧様式を使用した申請等の取扱い（経過措置の効果）

改正法令の附則第2条第1条の規定において、旧様式により使用されている書類は、当分の間、新様式によるものとみなすこととされており、同条第2項の規程において、旧様式による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとされているため、旧様式による申請等の取扱いは次のとおりとなる。

ア 改正法令の施行前に押印等をして提出済みであった書類

改正法令の施行後に改めて新様式による提出を求める必要はない。

イ 改正法令の施行後に旧様式を用いてなされた申請等

押印がなされているもの及び押印がなされていないものいずれも、適切な申

請として取り扱うことができる。

(3) その他

ア 申請等の書類に誤記があった場合に慣習的に訂正印を求めていた手続については、訂正したことが明らかとなるよう訂正者が二重線等で取り繕うこととし、押印を求めないこと。

イ 新様式の電子ファイルを作成してインターネット上に掲載する場合には、1文字ごとにマス目を分けて入力させる形式となっているなど、電子計算機を用いて入力する際に国民や事業者等の負担となる様式を掲載しないこと。

担当：警務部警務課企画第二係

● 改正対象の内閣府令（別添1）

条	対象規程	官報頁
1	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則	127
2	道路交通法施行規則	180
3	火薬類の運搬に関する内閣府令	190
4	指定射撃場の指定に関する内閣府令	192
5	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令	193
6	核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令	201
7	放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令	204
8	警備業法施行規則	205
9	探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則	224

● 改正対象の国家公安委員規則（別添2）

条	対象規程	官報頁
1	地方警務官の懲戒の取扱に関する規程	399
2	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則	402
3	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則	406
4	国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	407
5	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	407
6	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則	432
7	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則	437
8	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則	442
9	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則	444
10	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則	445
11	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則	447
12	聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	448
13	特定物質の運搬の届出等に関する規則	453
14	古物営業法施行規則	455
15	不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則	471
16	ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則	472
17	ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則	476
18	苦情の申出の手続に関する規則	480
19	国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則	480
20	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則	483
21	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則	484
22	配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則	491
23	警備員等の検定等に関する規則	492
24	届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則	496
25	遺失物法施行規則	498
26	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則	500
27	行方不明者発見活動に関する規則	502
28	死体取扱規則	503
29	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則	504
30	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則	507
31	国家公安委員会審査請求手続規則	512
32	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則	513
33	国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則	515
34	古物営業法施行規則の一部を改正する規則	518